

令和3年9月30日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 山田 真一郎	2番 重信 好範	3番 増田 誠宏
4番 徳岡 真紀	5番 掛田 勝彦	6番 中原 秀樹
7番 月橋 寿文	8番 伊藤 芳則	9番 山村 恵美子
10番 穴戸 稔	11番 新田 真一	12番 藤岡 一弘
13番 横光 春市	14番 鈴木 深由希	15番 黒木 靖治
16番 藤井 憲一郎	17番 弓掛 元	18番 保実 治
19番 大森 俊和	20番 竹原 孝剛	21番 齊木 亨
22番 杉原 利明	23番 新家 良和	24番 小田 伸次

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡 誠志	副市長 堂本 昌二
副市長 堀川 亮	総務部長 細美 健
経営企画部長 宮脇 有子	地域振興部長 中原 みどり
市民部長 矢野 美由紀	福祉保健部長 牧原 英敏
子育て支援部長 松長 真由美	市民病院部長 事務部長 片岡 光子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中廣 晋	建設部長 秋山 和宏
水道局長 明賀 浩富	危機管理監 川村 道典
情報政策監 上谷 一巳	教育長 迫田 隆範
教育次長 甲斐 和彦	君田支所長 小田 邦子
布野支所長 長田 瑞昭	作木支所長 曲田 憲司
吉舎支所長 伊達 浩史	三良坂支所長 古野 英文
三和支所長 立花 周治	甲奴支所長 杉原 達也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 影山 敬二	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 池本 敏範	次長 明賀 克博
議事係長 原 仁彦	政務調査係長 石田 和也
政務調査主任 中田 秋子	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第71号	(総務常任委員長報告 7 件) 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第93号	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例 (案) (原案可決)
	議案第74号	工事請負契約の一部変更について (原案可決)
	議案第75号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (原案可決)
	議案第76号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (原案可決)
	議案第91号	工事請負契約の締結について (原案可決)
	議案第94号	三次市過疎地域持続的発展計画の策定について (原案可決)
第 2	議案第92号	(教育民生常任委員長報告 3 件) 三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例 (案) (原案可決)
	議案第72号	三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税 (固定資産税) の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第73号	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例及び三次市こども集会所設置及び管理条例の一部を改正する等の条例 (案) (原案可決)
第 3	議案第77号	(予算決算常任委員長報告 14 件) 令和 2 年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第78号	令和 2 年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第79号	令和 2 年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第80号	令和 2 年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第81号	令和 2 年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第82号	令和 2 年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について (認定)
	議案第83号	令和 2 年度三次市病院事業会計決算認定について (認定)
	議案第84号	令和 2 年度三次市水道事業会計決算認定について (認定)

	議案第85号	令和2年度三次市下水道事業会計決算認定について（認定）
	議案第86号	令和3年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）（原案可決）
	議案第87号	令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第88号	令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第89号	令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
	議案第90号	令和3年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）（原案可決）
第 4	議案第96号	令和3年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）（原案可決）
第 5	議案第97号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
	議案第98号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
	議案第99号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）

令和3年9月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和3年9月30日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告7件）
	議 71	三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………234
	議 93	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例（案）……………234
	議 74	工事請負契約の一部変更について……………235
	議 75	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………235
	議 76	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………235
	議 91	工事請負契約の締結について……………235
	議 94	三次市過疎地域持続的発展計画の策定について……………235
第 2		（教育民生常任委員長報告3件）
	議 92	三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（案）……………239
	議 72	三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）…239
	議 73	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例及び三次市子ども集会所設置及び管理条例の一部を改正する等の条例（案）……………239
第 3		（予算決算常任委員長報告14件）
	議 77	令和2年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について……………240
	議 78	令和2年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………240
	議 79	令和2年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について……………240
	議 80	令和2年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………240
	議 81	令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………240
	議 82	令和2年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について……………240
	議 83	令和2年度三次市病院事業会計決算認定について……………240
	議 84	令和2年度三次市水道事業会計決算認定について……………240
	議 85	令和2年度三次市下水道事業会計決算認定について……………240
	議 86	令和3年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）……………240
	議 87	令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）……………240

	議 88	令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算(第1号)(案) ……240
	議 89	令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (案) ……240
	議 90	令和3年度三次市病院事業会計補正予算(第1号)(案) ……240
第 4	議 96	令和3年度三次市一般会計補正予算(第8号)(案) ……243
第 5	議 97	人権擁護委員の候補者の推薦について…245
	議 98	人権擁護委員の候補者の推薦について…245
	議 99	人権擁護委員の候補者の推薦について…245


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日は令和3年9月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案の審議を行います。

三次市議会では、今定例会も休憩と換気、さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部入場の制限など、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じてまいりました。おいでくださいました、また御視聴いただきました皆さんには、御不便をおかけしたり、聞きづらい部分があったかもしれませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、中原議員及び月橋議員を指名いたします。

なお、暑いと思われる方は適宜上着をお取りください。

ここで、福岡市長から発言したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆様、おはようございます。

本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきます。

去る9月3日に開会いたしました本定例会におきましては、28日間にわたりまして、執行部から提出いたしました25議案につきまして御審議いただきましたことに対し、心から御礼を申し上げます。とりわけ災害復旧に係る補正予算につきましては早期に御可決いただきましたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関して申し上げます。

広島県を含め19都道府県に発令中の緊急事態宣言は、本日をもって全面解除されることになりました。全国的に1日当たりの新規感染者数の減少傾向が見られており、本市においても、9月22日以降、新たな感染者は確認されていないといったような状況であります。これは、市民の皆様、事業者の皆様が懸命に感染防止対策に取り組んでいただいた結果でありまして、厳しい状況が続く中で御協力を頂きました全ての皆様に感謝を申し上げたいと思います。

緊急事態宣言は解除されますが、今後も気を緩めることなく感染防止対策を徹底していく必要があります。市民の皆様には、今後も密を避けることや、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染防止対策を徹底していただき、再度の感染拡大を防ぐために細心の注意を払っていただきますようお願い申し上げます。

最も有効なコロナ対策でありますワクチンの接種状況につきましては、65歳以上の方で2回接種が完了されている方は9割を超え、9月29日現在、本市の対象者のうち、1回目を接種さ

れた方は約8割、78.2%、2回目の接種を完了された方は約7割、68.1%となっています。現状から、10月末には対象者の約8割の方が2回接種を完了されるというふうに見込んでいます。ワクチン接種には、感染予防や重症化予防などの大きなメリットがあります。一方、感染すると、100人に1人はお亡くなりになり、後遺症に悩む方も少なくありません。個人の判断とはなりますが、接種しないリスクについても十分考えていただき、積極的な接種をお願いしたいと思います。

また、新型コロナウイルスの経済対策として、中小事業者月次支援金事業を実施することといたしました。その内容につきましては、本年5月から9月の売上げが前年同月または前々年同月と比較して20%以上30%未満減少している中小事業者等に対して、月次の支援金を交付しようとするものであります。本事業に要する経費につきましては、この後御提案させていただきます令和3年度一般会計補正予算（第8号）（案）に計上しておりますので、よろしく御審議を頂きますようお願い申し上げます。

今後も、深刻な影響を受けている地域経済を支えるため、国や県と緊密に連携しながら全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

続いて、広島県所有の林業技術センター三次高平施設について、県とその敷地の一部譲渡の協議を始めましたので、御報告します。

本市の中心市街地であります十日市地区は、主要河川が合流する地勢から水害に遭いやすく、昭和四七年水害では市街地の大部分が浸水し、大きな被害が発生したところであります。また、平成30年の西日本豪雨災害の際は、堤防のぎりぎりまで水位が上昇し、かなり危険な状況となったことは記憶に新しいところでございます。災害時における市街地からの避難場所の確保や、防災機能を始めとした公共施設の維持等は本市の喫緊の課題というふうに認識しています。このため、市街地に近接した高台に位置する林業技術センターをこうした課題に対して活用できれば本市の防災力の向上に大きく寄与するものと考え、このたび所有者であります広島県と当該施設の敷地の一部譲渡について協議を始めたところでございます。

今のところ、県からは前向きなお話を頂いており、今後、譲渡に当たっての区域、価格、時期など具体的な条件について県と協議を行うとともに、具体的な活用方法について検討してまいりますというふうに考えております。

この後、先ほど申し上げました補正予算（案）と人事案件に係る議案を提案させていただくことにいたしておりますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。行政報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 総務常任委員長報告7件

議案第71号 三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第93号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

議案第74号 工事請負契約の一部変更について

議案第75号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第91号 工事請負契約の締結について

議案第94号 三次市過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（新家良和君） 日程第1、議案第71号三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）外6議案を一括議題といたします。

議案7件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 大森俊和君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 大森総務常任委員長。

〔総務常任委員長 大森俊和君 登壇〕

○総務常任委員長（大森俊和君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長のほうからございましたように、総務常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案7件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月13日に、教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会とともに、議案第94号三次市過疎地域持続的発展計画の策定についての1議案について、連合審査会による審査を行いました。また、その他の6議案についても、委員会に担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第71号三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第74号工事請負契約の一部変更について外5議案は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第74号工事請負契約の一部変更については、2つの工事がコロナ禍において工期調整が困難であったことが招いた工事費の変更ではあるが、可能な限り様々な場面を想定した上で、関係者等に疑問等が生じることがないように、今後も的確な工事発注や事業の進捗に努められたい。

議案第94号三次市過疎地域持続的発展計画の策定については、計画書（案）にもうたわれている人口減少、少子化の流れを緩和していくことが本市にとって最も重要な対策の1つだと言えます。集落整備、移住・定住の促進、産業振興、教育の振興、また、ふるさとを離れず頑張っている若者への支援を含む人材育成の促進等、法の定める今後の10年について、本市の進むべき目標を見誤ることなく、関係者や関係機関との横軸連携をさらに広げ、持続可能な社会の構築に向けて一層の努力を期待しております。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられました指摘及び意見

についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

以上でございます。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。

まずは反対討論を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第71号三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）に反対の立場で討論に参加します。

本条例改正案は、現在建設中の八次コミュニティセンターの位置を三次市畠敷町1860番地1に改正する条例案です。三次市立学校設置条例第3条で、中学校の名称及び位置、別表第2に示す八次中学校の位置も三次市畠敷町1860番地1であります。現地を確認してみますと、八次コミュニティセンターと八次中学校は、設置されている敷地は約2メートルの段差があり、それぞれの施設への進入路は70メートルも離れております。敷地について見ますと、令和2年2月14日に開催された全員協議会の資料で敷地面積は3,760平方メートルと示されているように、八次コミュニティセンターの敷地面積ははっきりしており、十二分に単独の敷地を有していると言えます。双方の施設は行政の所有であるといえども、八次コミュニティセンターは八次地域全市民の皆さんが活用される施設であり、一方の八次中学校は教育施設であります。使用目的が異なる施設でもあります。一般的に考えれば、敷地に段差があり、面積もはっきりして、区分分けができ、使用目的も異なる施設を設置する番地は、同じ番地にすべきではないと考えております。

既存の条例の中には、同じ地番に目的の異なる市の施設も設置されていることも存じております。神杉地域の小学校、保育所、コミュニティセンターは同じ番地ですが、平地であります。また、三次市甲奴支所と三次消防署甲奴出張所は同じ番地ですが、平地であり、道路からの進入路も同じであり、2つの施設はすぐ隣に設置しているところでございます。同じ平地で、境の設定が難しい敷地であるならば、分筆は難しいかもしれません。しかし、先ほど申しましたが、八次コミュニティセンターと八次中学校は、設置されている敷地には段差2メートルもあり、敷地の区分がはっきりと分けられる土地の状況にあります。したがって、八次コミュニティセンターの位置を八次中学校の位置である三次市畠敷町1860番地1に定めることは不適切であり、当然に地番を分筆して、新たな番地を定めて位置を定めることが必要と考えております。

今後、行政として造成を行う場合、それぞれの敷地に地番を定めて、段差がある敷地が同地番にならないように事務事業を執行されるよう強く願い、議案第71号三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）に反対の立場での討論とさせていただきます。

す。

○議長（新家良和君） 次に、賛成討論を許します。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 保実議員。

○18番（保実 治君） 私は、議案第71号三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

新しい八次コミュニティセンターは、八次中学校横の市有地へ移転整備しているもので、災害どきの浸水区域や土砂災害危険区域からも離れており、八次地区のまちづくりや地域活性化並びに災害どきの拠点施設として地域住民が長年待ち望んだ施設であります。これまで、市議会全員協議会や予算決算常任委員会等において、事業の全体計画、予算案、契約議案など、その都度、真剣に議論を交わし、地域に必要な施設として承認してきたところであります。議題となっている議案第71号は、八次コミュニティセンターの供用開始のための最後の重要な議案であり、否決することは供用の遅れに直結することになります。地域の安全・安心のため、少しでも早く供用を開始してほしいというのが民意であると認識しておるところでございます。

また、複数の公共施設が同じ住所であるということというのは全国的にもよくあることと認識しております。本市においても、例えば三次市立図書館と三次市福祉保健センターが同じ住所であります。ですが、今まで市民の皆さんから不便であるとか問題があったというようなことは聞いたことがありません。新しい八次コミュニティセンターと八次中学校の住所を分けるために、どれだけのマンパワーと期間、経費がかかるのか、財源はあるのか、反対を考えている議員はどのように認識をされているのか甚だ疑問であります。限られた予算を充てるべきことなのか、八次コミュニティセンターの供用を遅らせてまで反対すべきものなのか、議員各位に冷静に御判断いただきたいと思っております。平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた当地域において、安全・安心につながる八次コミュニティセンターの一日も早い供用開始を第一に考えるべきだということをし添え、私の賛成討論とします。

以上です。

○議長（新家良和君） ほかに討論はありませんか。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） 今の賛成討論に一言言わせていただきたいんですけども、今、横光議員が反対討論いたしましたけれども、この施設の重要性、住民にとっての住民自治であり、災害時における避難所としての機能、それまで我々も、当然、全員協議会、議会の中で議決してきましたけれども、当然その重要性は分かっています。しかし、今回の条例に関して言えば、設置管理条例であり、住所を定めるといった設置に関するところの条例でございまして、この施設の供用を遅らせようとか、そういった趣旨での反対ではございません。

これは、造るときに、1年以上前からこの施設は話し合われてきて、今日に至るまでも1年以上かかっています。分筆して測量してやろうと思えば、設計して造る段階で、ここの建物の

考え方、土地の考え方というのを考えていけば、別にそれが供用を遅らせるような事態ということにはなり得ないと。行政として、今後、この土地の造成とかしていく上でせにゃいけんことはせにゃいけんこととして、当然、測量もせにゃいけんし、分筆すべきだろうというところは分筆をするためにお金も使っていかにゃいけん。もちろん無駄はいけませんけれども、もっとももっと無駄で削減できる場所はあると思っていますし、先ほどの賛成討論の中にある、我々がこの施設をそもそも否定して供用開始を遅らせようといったような趣旨での条例ではなく、設置管理条例に対する反対討論でございますので、お間違いのないようにということを申し上げて、私の反対討論といたします。

○議長（新家良和君） 賛成討論ございますか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。着座のままで結構です。

○20番（竹原孝剛君） この議案第71号であります、八次コミュニティセンターの地番については、移転先である旧畠敷公園の地番で、畠敷町1860番地の1を使用したものです。ここは、御存じのように、畠敷の旧太郎丸池を整備して、これに中学校を建てたものであります。地域住民からすれば、そこに昔から太郎丸池があって、そこに中学校があってというのは十分認識しているわけで、地域的にも、地域の声としても民意としても、そのことについて問題があるという提起は受けていません。同一番地であることもそうでありまして、地域的にも、そこに何が合ったかということは皆御存じなわけでありまして、同一地番に性質の異なる施設が建設されても問題がないと、何の不都合もないというのが地元の皆さんの意見であります。

特に、先ほどあったように、今後、この測量業務やその他のことを、分筆するとすれば、時間も必要でありますし、費用対効果がある。概算で言えば1,000万円ぐらい要るのではないかと言われています。そうした土地境界、広範囲でありますから、そういうことの費用対効果を考えると、分筆する必要があるとは思いません。行政の公定力からすれば、やはりしっかりとしたものの中で、同じ税金でありますから、有効に使っていかなくてはならないと。そういうことで、行政の判断、公定力というのはしっかりとさせていただかなくてはなりませんし、行政的にもしっかりとした主体的な取組をすべきだというふうに思います。

先ほどもあったように、他の施設も地番についてまた整理をするのかということもあると思いますが、そういうことをしなくても、住民の皆さんに周知をすれば十分に問題がない、何の不都合もないというふうに思います。よって、別番地に設定する必要はないということで、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（新家良和君） 次に、反対討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第71号外6議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第71号三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の

一部を改正する条例（案）を採決いたします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第71号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新家良和君） 起立多数であります。

よって、議案第71号三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第71号を除く議案6件について採決いたします。

議案第71号を除く議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第71号を除く議案6件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号を除く議案6件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告3件

議案第92号 三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（案）

議案第72号 三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第73号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例及び三次市子ども集会所設置及び管理条例の一部を改正する等の条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第2、議案第92号三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（案）外2議案を一括議題といたします。

議案3件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 鈴木教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 鈴木深由希君 登壇〕

○教育民生常任委員長（鈴木深由希君） 教育民生常任委員長報告をいたします。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月9日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第92号三次市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（案）外2議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって

原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。  
討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号外2議案を一括採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 予算決算常任委員長報告14件

議案第77号 令和2年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 令和2年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第79号 令和2年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議案第80号 令和2年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第82号 令和2年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第83号 令和2年度三次市病院事業会計決算認定について

議案第84号 令和2年度三次市水道事業会計決算認定について

議案第85号 令和2年度三次市下水道事業会計決算認定について

議案第86号 令和3年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）

議案第87号 令和3年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第88号 令和3年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第89号 令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（案）

議案第90号 令和3年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第3、議案第77号令和2年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について

て外13議案を一括議題といたします。

議案14件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 宍戸予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 宍戸 稔君 登壇]

○予算決算常任委員長(宍戸 稔君) 予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案14件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る9月15日から28日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

また、27日には、委員会審査からさらに議論を必要とするテーマについて、総務、教育民生、産業建設の各分科会を開催し、議員間における自由討議を行いました。これを受け、28日の委員会では、それぞれの討論結果に基づいた主査報告が行われ、報告された分科会テーマの1つである街路事業費について、再度全体で自由討議を行い、意見を集約いたしました。

議案第77号令和2年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について外議案8件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり認定してよいものと決しました。

議案第86号令和3年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)外議案4件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

各分科会で行われた自由討議でまとめられた意見を申し上げます。

総務分科会は、施設管理経費について、三次市公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設3分の1削減に向けて引き続き努力すること。また、合併後間もなく導入した指定管理者制度について、第三者の視点も取り入れた検証が必要ではないかという意見が報告されました。

生活交通経費については、費用対効果の観点から、市民バスの見直しや重複した移動手段の整理統合、相乗りタクシー制度の利用条件緩和による交通空白地域の解消、役割を終えた一部の路線バスの廃止等、めり張りをつけた事業展開が必要ではないかといった意見、さらに、行政として交通専門の組織体制を整えた上で、再編に向けての実効ある取組を行うべきとの意見が報告されました。

教育民生分科会は、ごみ軽量化推進経費について、今後も美しい三次市を守っていくために、啓発、教育活動の継続と柔軟な制度運用が必要であるという意見が報告されました。

学校給食経費については、地元業者との調理業務委託の目的を再確認し、地元産農産物等の使用率の向上について取組を進められたいという意見が報告されました。

産業建設分科会は、街路事業費について、全体の方針に基づく主要な整備に当たっては、所管の常任委員会等において、設計の段階から情報提供、説明等の報告を行うことが必要であった。今後は、情報提供を的確に行うことに併せて、行政の責務として施設の安全性の確保に努める必要があるという意見が報告されました。

次に、街路事業費をテーマとした全体の自由討議では、トイレ整備は観光客の周遊を促すた

めに行われたもので、デザイン性、芸術性が尊重されており、予算執行として適切であったという意見、公共の施設を整備するに当たっては、ユニバーサルデザイン、SDGsの観点に立つことが必須であり、この条件を満たす仕様となっていたか疑問であるという意見が出されました。また、執行された予算がどのような効果をもたらすか今後の検証が必要という意見や、議会としてしっかり議論できていなかったと指摘する意見も出されました。これらの議論から、三次町を訪れる方にその楽しさと魅力を満喫していただくために、この施設の十分な活用、速やかな安全対策、積極的な検証を求めるものであります。

また、全体の審査から、事業の進捗状況等を十分に精査し、多額の不用額が生じないよう努められたい。新型コロナウイルス関連の臨時的な予算について、引き続き広くスピード感のある執行となるよう取り組まれるとともに、行政課題の解決のため、AI等先進技術の活用について一層研究を進められたいとの指摘や意見がありました。

次に、議案第86号令和3年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）については、安定的な財政運営のために、今後も適切な財政調整基金等への積立てについて十分検討するよう意見がありました。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（新家良和君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号外13議案を一括採決いたします。

決算認定に関する議案9件に対する委員長の報告は認定であります。

補正予算に関する議案5件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第85号までの9議案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第86号から議案第90号までの5議案は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま可決成立いたしました議案第86号令和3年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）につきましては、先に議案第95号令和3年度三次市一般会計補正予算（第7号）が既に可決されておりますので、会議規則第43条に基づき、議長により所要の計数整理を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号令和3年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）について、議長により所要の計数整理を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第96号 令和3年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）**

○議長（新家良和君） 日程第4、議案第96号令和3年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第96号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第96号令和3年度三次市一般会計補正予算（第8号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,450万円を追加し、補正後の総額を398億9,498万3,000円にしようとするものであります。

本補正は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する補正であります。

まず、歳出から御説明いたします。

商工費は、中小事業者月次支援金事業7,450万円を追加しようとするものであります。

本事業は、国・県が実施しています中小事業者等への支援策の対象とならない事業者等に対して支援しようとするものであります。市内の中小法人及び個人事業者で、緊急事態宣言の延長等に伴い、5月から9月までの月次の売上げが20%以上30%未満減少した全業種を対象に、中小法人は月額10万円を上限として、個人事業者は月額5万円を上限として支給するものであります。件数は200件を見込んでおり、申請期間は10月8日から12月10日までを予定し、御可決後、速やかに交付事務を進めようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税600万9,000円を追加。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,849万1,000円を追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） それでは、質疑を願います。

（3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 増田議員。

○3番（増田誠宏君） 何点かお伺いします。

申請に当たっては速やかにということですが、今後のスケジュールについて少し具体的に御説明をお願いしたいと思います。

それと、2点目として、国・県の支援事業の対象とならないということでしたが、県の頑張る中小事業者月次支援金については、通常分は30%以上なので、今回の市の支援とは重複しません。酒類販売事業者の対象は2か月連続で15%以上30%減という場合なので、この点については重複するということを確認されるのか、お伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣産業振興部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 今後のスケジュールでございますけど、御可決いただいた後に、告知を各種広報媒体を使って行ってまいります。また、商工会議所、広域商工会とも連携をしておりますので、会員企業への周知等もダイレクトメールでしていただくようにしております。1週間程度告知を行いまして、10月8日から、申請につきましては郵送で受付を行ってまいります。12月10日までを予定しているところでございます。

そして、県の頑張る中小事業者月次支援金事業でございますけど、酒の卸売事業者については15%以上ということでございます。本市のこの月次の支援金については、緊急事態宣言措置等で時短休業等で協力支援金を受給されている飲食事業者、こちらにつきましては対象から外していくという考え方でございますので、県の頑張る中小事業者月次支援金の酒類の販売事業者については、本市の制度と併せて受給をしていただくということと考えております。

以上です。

(3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 増田議員。

○3番(増田誠宏君) スケジュールについては分かりました。また、酒類販売事業者のほうは併せてということで理解しました。

もう一点、今月、本市においても、長い間事業されてきた酒類卸業者さんが撤退されたんですが、緊急事態宣言が解除されたとしても厳しい状態はしばらく続くと思っておりますが、県においてもこの月次支援金について10月も延長するということでしたが、本市においては一応9月までということなんですけど、これについて延長するお考えがあるのか、お伺いします。

(産業振興部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 中廣部長。

○産業振興部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 現在のところ、5月から9月までということで、緊急事態宣言の措置、またまん延防止等重点措置、そういった措置期間を対象に実施をしていくように考えております。現時点では5月から9月を対象ということで考えております。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号については委員会の付託を省略することに決定しました。  
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第96号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号令和3年度三次市一般会計補正予算(第8号)(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第97号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第98号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第99号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(新家良和君) 日程第5、議案第97号から議案第99号までの人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第97号から議案第99号までの議案3件について、一括して御説明申し上げます。

議案3件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。三次市の区域における人権擁護委員は24名で、そのうち3名の任期が令和3年12月31日をもって満了することに伴い、同委員の候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。なお、新たな任期は令和4年1月1日から3年であります。

最初に、議案第97号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の吉川昌彦氏の任期が満了することに伴い、新たに伊藤 弘氏を推薦しようとするものであります。

次に、議案第98号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の小豆原伸貴氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

最後に、議案第99号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の田村 健氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 本件は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第97号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第98号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第99号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年9月三次市議会定例会を閉会いたします。

28日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時52分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月30日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 中原秀樹

会議録署名議員 月橋寿文